ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2015 年 2 月 5 日

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

Ⅰ Lawyer's Eye

外国投資法草案(その 1)　　弁護士　若林　耕/弁護士　濱本　浩平

Ⅱ 中国法令アップデート

- 商務部による「中華人民共和国外国投資法(意見募集稿)」の意見公募
- 国家発展改革委員会による「海外投資項目認可と届出管理弁法」及び「外商投資項目認可と届出管理弁法」の関連条項の改正に関する決定
- 消費者権益侵害行為処罰弁法
- 「政府調達における競争的交渉調達方式管理暫定弁法」の印刷配布に関する通知
- 「政府及び民間資本の提携プロジェクトの政府調達管理弁法」の印刷配布に関する通知
- 中国(上海)自由貿易試験区におけるオンラインデータ処理及び取引処理業務（経営類電子商務)の外資持分比例の開放に関する通知

Ⅲ 中国万感

～弄堂小饂飩からみる上海～　　中国弁護士　屠　錦寧

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅰ Lawyer's Eye

弁護士 若林 耕/弁護士 濱本浩平

外国投資法草案(その 1)

外国企業による対中投資については、法人の設立に始まり、増減資、事業内容(経営範囲)の変更、出資持分の譲渡、解散・清算による撤退に至るまで、ほぼあらゆる局面で事前認可が要求されており、読者の中にも認可取得のための当局との折衝で苦労をされた方もいらっしゃるのではないかと思われる。また、日本人の感覚からすれば出資者間で自由に決められるはずの定款・合弁契約の条項に対して当局より干渉されることが頻繁にあるのは驚きでもある。

これらは外国企業による中国法人設立の根拠となる「三資企業法」、すなわち中外合弁経営企業法、外資企業法及び中外合作経営企業法において事前認可制が採られていることに端を発するものであるが、商務部を中心に進められている三資企業法の改正過程において、本年 1 月 19 日に公表された「外国投資法」の草案においては、事前認可から事後届出を原則とする方向へ、大きな変更の方向が示されている。外国投資法は他にも対中投資に関する重要な内容を含んでいるため、草案段階ではあるがポイントとなりそうな部分について確認しておきたい。

1. 外国投資法の主要な内容

草案は、「外国投資者」によって行われる中国国内における一定の投資活動を「外国投資」と定義して規律を行うものであり、現状の外資規制からの変更点では、(i)「三資企業法」の廃止、(ii)外国投資に関する報告制度の導入、(iii)外国投資の原則事後届出化、(iv)国家安全審査制度の見直し等が特に注目すべき点と思われる。

本号では、既存の外商投資企業[1]に対する影響という観点から(i)及び(ii)を中心に紹介し、次号では、新規投資と撤退への影響という観点から(iii)及び(iv)を中心に紹介を行うとともに、中国大陸で盛んに議論されている VIE ストラクチャによる投資への影響についても紹介をする予定である。

なお、草案の章立てに基づく主要な内容は以下の通りである。

① 総則
② 外国投資者及び外国投資:適用対象を画す概念である「外国投資者」、「外国投資」、「支配」等の概念の定義
③ 参入管理:外国投資者による投資を禁止・制限する分野のネガティブリストによる管理(=リスト外は参入制限なし)、制限分野への参入許可申請等
④ 国家安全審査:国の安全を害する、又はそのおそれのある外国投資に対する審査
⑤ 情報報告:新規投資及び変更の事後報告制度と、年次/四半期報告
⑥ 投資促進、投資保護、苦情協調処理、監督検査、法的責任、附則(三資企業法の廃止、経過措置等)

[1] 外国投資法では「外商投資企業」という概念に替わり、「外国投資企業」という概念が用いられている。「外国投資企業」は、全部又は一部が外国投資者による投資により中国国内に設立された企業と定義されている(草案 14 条)。本稿では既存の企業への影響を検討するため従前の「外商投資企業」という用語を用いる。

© Anderson Mori & Tomotsune

2. 既存の外商投資企業に対する影響

(1) 原則として自動的に外国投資法が適用

既に中国国内で設立された外商投資企業（中外合弁企業、外資企業及び中外合作企業）に対しては外国投資法が適用されることになり[2]、既に認可を受けている経営範囲に属する事業を行うに当たって別途手続を取る必要はない[3]。ただし、中外合弁企業や中外合作企業については定款や合弁契約の変更による手当が必要になる（(3)参照。なお実務上利用件数の少ない中外合作企業についてのコメントは省略する。）。

(2) 定款内容や持分譲渡・質権設定への制約の減少

現在は商務部門での事前認可が必要となっている事項の大部分が事後報告で足りるか、何らの手続も不要となる（工商登記等の手続は別途必要）。例えば以下の事項については、現在は商務部門での事前認可が必要であるが、事前認可は不要になると思われる（事後報告については次項参照）。

・登録住所、法定代表者、会社形態、経営範囲等の変更
・持分譲渡、持分への質権設定[4]
・増減資
・合併、分割
・解散、清算

現在は、外商投資企業の定款や合弁契約については、会社法や「三資企業法」では自由に規定できると思われる事項についても、実務では当局の指導により出資者間の自由な合意が事実上制限される、ないし現地の当局のひな形の利用を事実上強制されるといったこともあったが、草案によればそもそも定款や合弁契約を商務部門に提出する必要がなくなるため、そのような不合理な指導を受ける可能性はなくなると思われる。

なお、「実施制限目録」（ネガティブリスト）の条件に該当する外国投資については、外国投資主管部門から事前に「参入許可」を取得することが義務付けられている。そのため、事業内容の変更によって新たに参入許可の対象となっている事業を行う場合には、別途参入許可を取得するための手続が投資実行前に必要となる。

(3) 中外合弁企業に対する影響

中外合弁企業については中外合弁経営企業法やその実施条例に会社法の特則が置かれているため、その廃止によって以下のような影響が予想される。現状の規律と草案による変更後を簡単にまとめると以下の通りである。

---

[2] 草案 153 条。
[3] 草案 155 条。
[4] 持分への質権設定に事前認可が必要とされる直接の根拠は「外商投資企業投資者持分変更若干規定」であるが、三資企業法を上位法とする同規定も外国投資法制定時に廃止されるのではないかと予想される。

© Anderson Mori & Tomotsune

	現在	草案
機関設計	● 株主会が設置されず董事会が最高権力機関[5]	● 株主会[6]が最高権力機関 ● 既存の中外合弁企業は施行から 3 年以内に定款や合弁契約の変更を行う必要あり[7]
重要事項の決定	● 董事会で重要事項を決定 ● 特に定款変更、解散、増減資、合併・分割については全会一致が必要[8]	● 少なくとも会社法で株主会の権限とされている事項[9]は株主会で決定 ● 定款変更、解散、増減資、合併・分割の議決数は原則として全議決権の 2/3 以上[10]
議決権・利益分配・持分譲渡	● 出資比率に応じて派遣される董事が 1 人 1 票の議決権[11]、出資比率に応じた利益分配[12] ● 合弁当事者以外への持分譲渡は全出資者の同意が必要[13]	● 株主会での議決権や利益配当に関して出資比率に応じない取扱いが可能[14] ● 他の出資者の過半数の同意で持分譲渡が可能[15]

3. 外国投資報告制度

(1) 変更報告

外商投資企業に関する変更は、参入許可の対象となる場合を除き、現在のような事前認可ではなく、事後報告の対象とされる。以下の情報に変更が生じた場合、変更発生から 30 日以内に報告が必要とされる[16]。

a. 出資者の基本情報（名称、住所、登録地、実質支配者、組織形態、主要業務、担当者、連絡先）
b. 出資者の合併、分割、破産、解散、取消、抹消、国籍変更、死亡
c. 出資者の投資金額、資金源、投資領域・地域、投資時期、投資方法、出資比率・方法、許認可・届出の状況
d. 投資にかかる権利利益の譲渡、賃貸、抵当権又は質権の設定
e. 外国投資企業の基本情報（名称、住所、組織機構コード、登録地、持株構造、投資金額、登録資本、実質支配者、組織形態、経営範囲、担当者、連絡先）
f. 外国投資企業の合併、分割、破産、解散、取消、抹消

---

[5] 中外合弁経営企業法実施条例 30 条。
[6] 出資者が 1 名の場合は当該出資者（会社法 61 条）。
[7] 草案 157 条 1 項。
[8] 中外合弁経営企業法実施条例 33 条。
[9] 会社法 37 条 1 項。
[10] 会社法 43 条 2 項。
[11] 中外合弁経営企業法実施条例 31 条参照。
[12] 中外合弁経営企業法 8 条 1 項。
[13] 中外合弁経営企業法実施条例 22 条 1 項。
[14] 会社法 34 条ただし書、42 条。
[15] 会社法 71 条 2 項。
[16] 草案 89 条。

© Anderson Mori & Tomotsune

これによると、現状は事前認可が必要な定款・合弁契約の変更については、それが上記の事項に及ばない限り、何らの手続も不要になると思われる。なお、報告事項には実質支配者、主要業務、担当者や資金源等、出資者に関するかなり詳細な情報も含まれており、実際にどの程度の報告が必要になるかは今後の立法が注目される。

(2) 年度報告・四半期報告

(i) 年度報告

既存の外商投資企業は、外国投資法の施行後、毎年 4 月 30 日までに以下の情報を報告する義務を負うことになる[17]。

a. 出資者の情報（名称、住所、登録地、実質支配者、組織形態、主要業務、担当者、連絡先）
b. 出資者の投資金額、資金源、投資領域・地域、投資時期、投資方法、出資比率・方法、許認可・届出の状況
c. 外国投資企業の基本情報（名称、住所、組織機構コード、登録地、持株構造、投資金額、登録資本、実質支配者、組織形態、経営範囲、担当者、連絡先）
d. 前年度の外国投資企業の経営状況（業務領域、主要製品・サービス、輸出入・雇用状況、納税、R&D 等）、財務状況（資産・負債・所有者持分、収入、費用、利益等）
e. 前年度の外国投資企業と外国投資者・関連当事者間の投資・輸出入の状況等
f. 前年度に外国投資企業が関与した国内外の重大な訴訟、行政不服審査、行政・刑事処罰、苦情等の状況

この「年度報告」と、現在行われている工商部門への年度報告の関係について草案には規定がなく、今後細則等において明らかにされるのではないかと思われる。

また、中国国内に法人が設立されない形態での外国投資（例えば天然資源の探索・開発権の取得や土地使用権・建物所有権の取得）については、外国投資者自身が、上記 a、b 及び前年度の投資資産の取引・投資収益の状況を報告する義務を負う[18]。

(ii) 四半期報告

以上の年度報告に加えて、(a)資産総額、売上高、又は営業収入が 100 億人民元を超えているか、(b)子会社が 10 社を超える外商投資企業については、各四半期の末日から 30 日以内に事業の状況と財務会計情報を報告することが義務づけられることになる[19]。当該報告の内容については現時点で詳細な規定がなく、別途細則ないしガイドラインにおいて規定されると思われる。

(iii) 持株会社等による一括報告

外国投資企業が年度報告及び四半期報告を提出する場合、当該企業が直接又は間接に支配する中国国内企業の情報を併せて報告するとされている[20]。そのため、大まかに言えば、年度報告及び四半期報告は中国国内でのグループ単位で提出されることになると思われる。

---

[17] 草案 92 条 1 項。
[18] 草案 92 条 2 項。
[19] 草案 94 条。
[20] 草案 95 条。

© Anderson Mori & Tomotsune

4. VIE ストラクチャによる投資への影響

(1) VIE ストラクチャを適用対象に含むことを明示

外商投資が規制されている分野（例えば付加価値電信業務等）への投資手法としては、中国籍の自然人によって設立された法人（VIE）が外資規制の対象となっている許認可を取得すると共に、外国企業によって 100％出資された企業（WFOE）が当該法人を契約によってコントロールするいわゆる「VIE ストラクチャ」が用いられてきた。

外国投資法では、資本関係だけではなく、役員の派遣、契約関係等によって外国企業が中国企業を実質的に支配する場合も「外国投資」としているため（詳細は次号参照）、VIE ストラクチャによる投資も同法の規制対象に含まれる。そして、外国投資法では VIE ストラクチャによる投資について特に条文を設けることが予定されているが、草案にはまだ具体的な規定は置かれていない[21]。

(2) 予想される影響

VIE ストラクチャによる投資への影響は、投資が行われている領域が外国投資の制限されたものであるかによって以下のように分かれると思われる。

(i) 外国投資が制限されない領域への投資

ネガティブリストに含まれない領域に対する投資である場合は、WFOE が VIE を支配していることを前提として各種の報告（年度報告・変更報告等）を行うことになると思われる。

(ii) 外国投資が禁止・制限される領域への投資

ネガティブリストに含まれる領域に対するものである場合は、外国投資が本来は禁止されている、ないし事前許可によるべき投資が無許可でなされていることになる。

まず、中国籍自然人又は中国政府（「中国投資者」と定義されている[22]。）が最終的に支配している場合については、ネガティブリストに含まれる領域に対して外国法人が新規の投資を行う際にも内資扱いが予定されており[23]、そのことと対応して、既存の VIE ストラクチャについても、届出ないし個別の許可を経る形で投資の存続を認める方向が示されている[24]。
他方、中国投資者が最終的に支配していない既存の投資については、外国投資法の下でどのような取扱いを受けるかについて草案では明らかでない。例えば、投資が禁止されている領域については VIE ストラクチャの解消が義務づけられるようにも思われるが、他方で投資が制限されている場合については個別の許可を事後的に取得することで存続が認められるのかといった点については今後の立法に注目する必要があると思われる。

---

[21] 草案 158 条。
[22] 草案 12 条。
[23] 草案 45 条。
[24] 草案説明三（三）。

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕
弁護士 濱本 浩平
弁護士 横井 傑

最新中国法令の解説

＜投資＞

商務部による「中華人民共和国外国投資法（意見募集稿）」の意見公募

[ポイント] 外国法人や外国籍の自然人による対中投資に関する基本法となる法令であり、企業の設立・変更（増減資・持分譲渡・解散等）について原則として事後届出で足りるとする点等、現在の対中投資の実務を大きく変えるものとして注目される。詳細な内容は今号及び次号の Lawyers' Eye を参照されたい。

（意見募集期間：2015 年 1 月 19 日から 2015 年 2 月 17 日）（商務部）

[原文] 商务部就《中华人民共和国外国投资法（草案征求意见稿）》公开征求意见

＜投資管理＞

国家発展改革委員会による「海外投資項目認可と届出管理弁法」及び「外商投資項目認可と届出管理弁法」の関連条項の改正に関する決定

[ポイント] 中国企業による国外投資と外国企業による対中投資を発展改革部門が管理するための「国外投資プロジェクト審査認可・届出管理弁法」と「外商投資プロジェクト審査認可・届出管理弁法」の修正である。いずれも昨年制定された法令であり、これまで全てにおいて「審査認可」手続が要求されていたところを、原則として「届出」手続によることとし、限定的に「審査認可」手続の対象にする大きな変更が行われたものである。今回の修正は、各弁法の上位法令である「政府審査認可投資プロジェクト目録」の修正を受けたものであり、(i)国外投資では、センシティブな国・地域・分野に対する投資以外は全て届出の対象となり（従前は中国側投資額 10 億米ドル以上も審査認可の対象）、(ii)対中投資では、審査認可のレベル（国／地方）の分かれ目となる金額が引き上げられ、地方レベルで処理できる範囲が拡大された。

2014 年 12 月 27 日公布（国家発展改革委員会令第 20 号）

[原文] 国家发展和改革委员会关于修改《境外投资项目核准和备案管理办法》和《外商投资项目核准和备案管理办法》有关条款的决定

＜消費者保護＞

消費者権益侵害行為処罰弁法

[ポイント]本弁法は、消費者権益の保護のために、1996 年に公布された「消費者詐欺行為処罰弁法」に置き換わるものである。消費者の権益保護の監督管理機関である国家工商行政管理総局が経営者の法令違反行為に対して行政処罰を与える根拠法となるものである。

2015 年 1 月 5 日公布、2015 年 3 月 15 日施行（国家工商行政管理総局令第 73 号）

[原文] 侵害消费者权益行为处罚办法

＜政府調達＞

「政府調達における競争的交渉調達方式管理暫定弁法」の印刷配布に関する通知

[ポイント] 本弁法は、競争的交渉調達方式（調達者及び政府調達代理機構が競争的交渉チームを組成し、条件に適合するサプライヤーと貨物の調達、工程及びサービスについて交渉し、サプライヤーが交渉文書の要求に基づき回答文書及び見積もりを提示し、調達者が、交渉チームの

© Anderson Mori & Tomotsune

審査を経たサプライヤー候補名簿からサプライヤーを選定する調達方式)について、定義、交渉の手続に関する規定を定めている。
2014 年 12 月 31 日公布、同日施行(財庫[2014]214 号)
[原文] 关于印发《政府采购竞争性磋商采购方式管理暂行办法》的通知

「政府及び民間資本の提携プロジェクトの政府調達管理弁法」の印刷配布に関する通知
[ポイント] 本弁法は、官民連携(Public-Private Partnership(PPP))プロジェクトの政府調達について、PPPプロジェクト調達の定義、調達方式、調達手続、PPP プロジェクト契約の履行において発生した紛争、PPP プロジェクト調達にかかる監督・検査等に関する規定を定めている。
2014 年 12 月 31 日公布、同日施行(財庫[2014]215 号)
[原文] 关于印发《政府和社会资本合作项目政府采购管理办法》的通知

＜中国(上海)自由貿易試験区＞
中国(上海)自由貿易試験区におけるオンラインデータ処理及び取引処理業務（経営類電子商務)の外資持分比例の開放に関する通知
[ポイント] 外商投資による電信付加価値業務は、外資の出資比率が 50%以下に制限されている。本通知は、「オンラインデータ処理と取引処理業務」(EC プラットホームの構築、電子データ交換業務等を含む。)の外資比率制限と撤廃するものである。
2015 年 1 月 13 日公布、同日施行(工業情報化部)
[原文] 关于在中国（上海）自由贸易试验区放开在线数据处理与交易处理业务（经营类电子商务）外资股权比例限制的通告

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

© Anderson Mori & Tomotsune

中国万感

【弄堂小餛飩からみる上海】

中国弁護士　屠　錦寧

上海にある「弄堂小餛飩」というお店では、うどんではなく、ワンタンが提供される。実は中国語で「餛飩」とはワンタンを意味しており、うどんとは全く関係がない。ワンタンは地方によって様々な種類があるのだが、このお店で使われるワンタンは、具に豚肉のみを使い、身は少なめ、ちゅるんっと口に入るサイズであることから小ワンタンと呼ばれている。

お店の入り口通路の横に陣取るおばちゃんが、お箸を一本右手に持つ。具の豚肉を少しとって、薄く伸ばしたワンタンの皮をぐるりと一巻き。これを左手で軽く握ってお箸から抜き取ったらあっという間に 1 コ完成である。職人による神業的スピードで、一つ作るのに 1 秒もかからない。すると今度は通路の反対側のおばちゃんが、ワンタンを茹でながらタイミングを見計って、干しエビ、錦糸卵、海苔、ネギ、醤油、それから秘密の調味料をたっぷり入れたお椀に茹で汁を注ぎ、茹であがったワンタンを流し込んで出来上がり。配合が適当なので、同時に作っても味が微妙に違うのだが、兎にも角にも美味しい。これでワンタンが多めに入っていたら何だか幸せ！な気分になれる。

「弄堂小餛飩」の前はいつも周辺の住民、近くの建設現場の労働者、観光客でずらっと行列ができている。このお店では、客が自分で調理台の端っこに置いてある菓子箱に代金を入れ（お釣りも自分で取って）、自分で出来上がったワンタンを持って席に着くという超セルフサービスなシステムが採用されている。中には家から小さな鍋を持参して家族用にワンタンを持ち帰る客もおり、なんとも大らかな空気がまたいい。通常朝ごはんとして食べられるということもあり、値段はたったの 6 元（約 120 円）。これに豚角煮や煮卵等を豪快にトッピングしたとしても随分お財布にやさしいのだ。

女将さんによれば、お店が大きな道路沿いにあるにも拘わらず「弄堂」（上海の横町という意味）という名前が付いているのは、数十年前、隣の「静安別荘」という里弄（リーロン。上海の租界時代に建設された伝統的な集合住宅）の路地沿いにあったからだそうだ。「静安別荘」は、開発の手が及び、工房や商店が集まり栄えた時期もあったのだが、住民からの猛反発によって「弄堂小餛飩」のような歴史のある店までリーロンの外に移転させられてしまった。そのおかげで、「静安別荘」は、新天地や田子坊等、旧式の建物が形だけ残っている観光・商業エリアとは違って、現在でも多くの庶民が実際に暮らしている住宅地である。朝から外で暖かい陽射しを浴びる年寄りの姿が覗けるこのリーロンは、南京路という繁華街の真隣に関わらず、非常にのんびりとした空間が存在している。

このように「弄堂小餛飩」は古くからある名店なのだが、実は朝ごはんにワンタンを完食して仕事へ出かける住民は、その多くが新しく上海に移り住んできた人々である。上海は歴史的に外地からの移民が多いのだが、近年の経済発展に伴って更に中国各地から人が流入しており、また海外からの投資に伴い外国人も多く駐在している。これらの外地人や外国人が上海文化に大きな影響を与え、中国南方と北方、東洋と西洋、過去と現代が見事に混ざり合った上海独特の雰囲気を醸し出している。

この老舗で何十年も変わらないワンタンを食べて出勤する新上海人たちこそが、めまぐるしく変わる上海を目のあたりにしてきた弄堂小餛飩の真の味なのかもしれない。

© Anderson Mori & Tomotsune

TOPICS

◆当事務所のパートナー、森脇章弁護士が、2015 年 1 月 27 日(火)に、一般社団法人国際商事法研究所主催の第 141 回「IBL チャイニーズ・ロイヤーズ・クラブ」にて「上海自由貿易試験区の現在～拡大する適用エリアと新政策」と題するセミナーを行いました。

<NEWS>
アンダーソン・毛利・友常法律事務所(AMT)とビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)(BSMA)は、2015 年 4 月をめどに、BSMA の主力弁護士約 60 名と関連スタッフが AMT と経営統合する旨の基本合意に達し、2014 年 12 月 18 日付で基本合意書に調印しました。
これに関連し、統合後の事務所の名称を、アンダーソン・毛利・友常法律事務所(英文名:Anderson Mori & Tomotsune)とすることを決定しました。

大規模 M&A や金融案件等を含む幅広い分野のリーガルサービスを提供する AMT と、事業再生や、危機管理、M&A 等のコーポレート案件に取り組んできた BSMA の統合により、統合後事務所は、事業再生分野を重要な業務分野の一つとする真のフルサービスファームとして、複雑かつ多様化したリーガル・ニーズに機動的かつ包括的に対応しうる体制が格段に整備されることとなります。

両事務所は、経営統合による相乗効果に加え、個々の弁護士がさらに研鑽を積むことにより、あらゆる分野においてより質の高いサービスを提供できるよう一層努力してまいりますので、倍旧のご支援ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	若林 耕
若林 耕	李 加弟	濱本 浩平
楽 楽	李 彬	
屠 錦寧	安 然	
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION

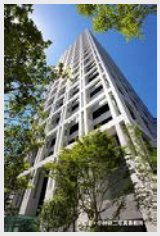

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.com/

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

日本安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス
Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com